

職員の懲戒処分について

標記について、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

【欠勤事案】

① 事案概要

平成28年2月16日（火）の午後0時45分から午後2時59分までの間、子ども・福祉部障がい福祉課職員が無断で勤務を欠いたもの。

② 処分日 平成28年3月31日

③ 被処分者 子ども・福祉部障がい福祉課 一般職員 26歳 男

④ 処分内容 減給10分の1、2ヵ月

（根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号）

なお、被処分者は、平成27年6月29日及び12月27日に処分事案（欠勤）として情報提供しました件と同じ職員です。

【問い合わせ先】

河内長野市 総合政策部 人事課 0721-53-1111